

○公益財団法人鴻巣市施設管理公社評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程

平成4年11月21日
規程第3号

改正 平成5年5月31日規程第3号 平成6年5月26日規程第3号
平成8年5月20日規程第1号 平成10年5月21日規程第3号
平成17年5月18日規程第4号 平成19年5月22日規程第6号
平成23年10月20日規程第4号 平成24年1月26日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鴻巣市施設管理公社定款（平成4年指令地第1100号）第15条及び第29条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条** 常勤の役員に報酬として、給料及び通勤手当を支給することができる。
- 2 前項の報酬の額は、月額30万円を限度とし、評議員会の決議を経て定めるものとする。
- 3 非常勤の理事長に報酬として、月額5万円を支給する。
- 4 第1項及び前項の報酬は、理事長及び常勤の役員がその職についての当月分からその職を離れた月まで支給する。ただし、月の途中においてその職についてたとき又は職を離れたときは、その報酬額は、日割によって計算する。
- 5 評議員が評議員会に、役員が役員会等に出席したときは、報酬として日額5,500円を支給する。ただし、理事長、市の常勤の特別職及び一般職である役員並びに常勤及びこの法人の使用人である役員には、支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員がこの法人の業務のため出張したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項に規定する旅費の支給については、鴻巣市特別職職員の例による。

(支給方法)

第4条 前2条に規定する報酬及び費用弁償の支給方法については、月額報酬は、翌月15日までに、日額報酬及び費用弁償については、評議員会及び役員会等に出席した日又は出張した日から30日以内に口座振込の方法により支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会の議決により理事長が別に定める。

附 則

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、財団法人鴻巣市施設管理公社の設立のあった日から適用する。

附 則 (平成5年規程第3号)

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年規程第3号)

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年規程第1号)

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年規程第6号)

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成19年5月22日から適用する。

附 則 (平成23年規程第4号)

この規程は、公益財団法人鴻巣市施設管理公社の設立の日から施行する。

附 則 (平成24年規程第1号)

この規程は、公益財団法人鴻巣市施設管理公社の設立の日から施行する。